

新たなこども支援活動拠点整備促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、市町村における埼玉版スーパー・シティプロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を推進するため、市町村が「新たなこども支援活動拠点」を整備する取組を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金は、埼玉版スーパー・シティプロジェクトにおける地域まちづくり計画（以下「地域まちづくり計画」という。）を県ホームページで公開している市町村が、「新たなこども支援活動拠点」を整備するために必要な別表に定める経費を対象とする。
- 2 次に掲げる事業に係る経費は、原則として前項に掲げる交付の対象に含まないものとする。
- 一 国庫補助事業
 - 二 県費補助事業
 - 三 地方債（交付税措置のあるものに限る。）の対象となる事業
 - 四 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
 - 五 その他、この補助金の趣旨に合致しない事業

(交付額の算定方法)

- 第3条 補助金の交付額は、別表第1欄に定める補助基準額と別表第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、低い方の額に別表第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 規則第19条に基づき、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに(5)に定める財産については、(5)に定める期間が経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、

担保に供し、又は廃棄してはならない。

- (5) 規則第19条第2号に規定するその他知事の定めるもの(処分制限財産)は、事業により取得した設備、備品とする。同条ただし書きに規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は、法定耐用年数とする。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 市町村は、補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、かつ、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日((2)の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに(5)に定めるその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は(5)に定める期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しなければならない。
- (9) 市町村が(1)から(8)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その提出期限は別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(事業内容の変更等の承認申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第9条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後(第4条(2)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該通知を受

理後) 30日以内又は補助金の交付を受けた会計年度終了の日のいずれか早い期日とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、様式第4号の通知書により行うものとする。

(補助金の支払)

第11条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めた経費については、概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日に施行する。

別表

1 補助基準額	2 対象経費	3 補助率	
		県	市町村
8,000千円	新たなこども支援活動拠点の整備に必要な事業費（工事費、修繕料、備品購入費）及び事務費（事業の実施のために必要な経費であって、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、手数料）をいう。） ※1 ※2	1 / 2	1 / 2

※1 交付決定通知を受理した日の属する年度に支払われたものに限る。

※2 事業を実施するために直接必要な経費とし、事業の実施に係る関係行政機関の恒常的職員に係る人件費や、拠点の運営上恒常的に発生する経費は対象外とする。